

平成20年度

省エネ照明デザインモデル事業

公募要領

平成20年10月

環境省

(事務局 株式会社アサツー ディ・ケイ)

- ※ 応募期限は、**11月21日(金)15:00必着**ですのでご注意ください。
- ※ 応募書の様式が、下記ホームページからダウンロードできますので、ご活用ください。
<http://shoene-shomei.jp/>

目 次

はじめに

1. 事業の概要

1-1 背景

1-2 目的

1-3 事業内容

(1) 公募対象事業

(2) 公募対象事業者

(3) 照明デザインの設計の委託

(4) 事業期間

2. 事業のスキーム

3. 実施方法

3-1 公募について

(1) 公募方法及び資料の配布

(2) 公募期間

(3) 提出先及び問合せ先

(4) 提出書類

(5) 提出方法

(6) 申請単位

3-2 審査について

(1) ヒアリング

(2) 評価項目

(3) モデル事業者の選定及び採択

3-3 照明デザインの設計等について

(1) 設計指針

(2) 照明基準

(3) 省エネ照明の導入手順

4. 補足説明

(1) プレス発表等について

(2) 個人情報の利用目的

(3) 状況報告等について

5. 様式及び記入例

はじめに

環境省では、平成20年度事業として、商業施設・店舗等の省エネ照明化の取組に関するモデル事業を行います。本事業による省エネ照明の導入を通じて、照明に係るエネルギー効率30%以上の削減を図りCO₂排出量の抑制を実現し、全国に広く普及し得る省エネ照明導入の取組モデルとなっただくことを期待しています。

なお、本事業の概要、対象事業、応募方法、その他留意していただきたい点をこの要領に記載していますので、応募される方はこの要領に従って応募いただきますようお願いいたします。

1. 事業の概要

1-1 背景

現在、我が国のエネルギー消費量の約2割を占める業務部門（商業施設等）のエネルギー消費は、産業部門と比較して高い伸びで推移しています。

この点、平成18年4月には、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号。）の一部改正により、業務部門（商業施設等）においても建築物におけるエネルギー管理がより一層強化されているものの、北海道洞爺湖サミットで合意された、全世界が共有すべき温暖化防止の長期目標「2050年までに温室効果ガス排出量を半減すること」の実現に向けて、可能な限り早くCO₂排出量の増加を抑制する必要があります。

業務部門（商業施設等）からのCO₂排出量削減を一層推進するためには、個別照明機器の性能の向上に合わせた買換えを推進するとともに、照明デザインの計画段階における省エネルギー対策の推進が大きな課題となっています。

1-2 目的

業務部門におけるCO₂排出量の削減を加速させるため、省エネ照明を率先して導入しようとする事業者等に省エネ照明買換え導入に関する照明デザインを、専門家からの助言等を踏まえて設計していただき、その照明デザインをプレス発表、ホームページ等で情報発信することで、省エネ照明買換えの取組モデルとして広く普及することを目的とします。

また、照明デザインに基づき、省エネ照明を導入したことによるCO₂削減効果や節電効果等を調査・公表することで、省エネ照明未導入の商業施設・店舗等を所有する事業者等に対して、省エネ照明導入の重要性、省エネ照明機器の有効性を具体的にPRし、省エネ照明導入意識の向上を図ります。

1-3 事業内容

(1) 公募対象事業

既設の商業施設・店舗等（表1に掲げる区分1から7までのいずれかに該当するもの。）を所有する事業者等が、当該商業施設等の照明を従来型照明に換えて省エネ型照明を導入（表2の事例参照）しようとする場合に、照明器具の配置や光源の選び方を対象となる商業施設等の特性に応じて変えることによって、優れたCO₂削減効果・省エネ効果を達成しながらも魅力的な空間を創り出す新しい照明デザインをご提案いただくとともに、実際に商業施設等に省エネ照明を導入していただく事業です。

審査を経て採択された事業者等（以下、「モデル事業者」という。）は、当該照明デザインについて、専門家からの助言等を踏まえて、CO₂削減効果等の省エネ照明の導入効果が量的に見込め、かつ、広く普及し得る再現可能性の高い取組モデルになるよう、詳細設計を行っていただきます。

また、設計完了後当該設計に沿って、商業施設等を所有する事業者等自らが照明機材の購入及び設置工事に係る費用等の諸費用を負担の上、実際に省エネ照明を導入していただき、さらに、導入後の省エネ効果を報告していただきます。

<表1>

	区分	摘要
1	事務所等	事務所、地方公共団体の庁舎、図書館、博物館その他これらに類するもの
2	物販店舗等	百貨店、スーパーマーケットその他これらに類するもの
3	飲食店等	飲食店、食堂、喫茶店その他これらに類するもの
4	ホテル等	ホテル、旅館その他これらに類するもの
5	病院等	病院、老人ホーム、福祉施設その他これらに類するもの
6	学校等	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校その他これらに類するもの
7	集会所等	集会場、公会堂、体育館、劇場、映画館その他これらに類するもの

<表2>

従来型照明	省エネ型照明（転換例）
ラピッド式器具	Hfインバーター器具、初期照度補正器具、センサー付き照明、照明制御システム
白熱灯	LED照明、電球型蛍光灯照明

※これらは一例であり、その他省エネ効果が見込めるものを含みます。

(2) 公募対象事業者

公募対象事業者の業種は問いません（地方公共団体を含む。）。

申請者は、原則として商業施設・店舗等を所有する事業者（法人格を有していること。）となります。

なお、商業施設・店舗等の所有者以外の賃借人等の占有者、管理者、設計・開発者等の第三者についても本事業の対象事業者（第三者申請）となりますが、この場合は省エネ照明導入の対象となる商業施設・店舗等を所有する事業者の承諾を得て申請を行う必要があります。

注1）共有者、区分所有者など複数の申請者にて共同申請を行う場合は、各申請者間の連携を図り事業が円滑に推進できる必要があります。

注2）第三者申請について、商業施設・店舗等を所有する事業者の承諾が申請時に揃っていない場合であっても申請できますが、審査開始前までに承諾を得たことを証する書面の提出が必要です。

(3) 照明デザイン設計の委託

モデル事業者は、照明デザイン設計を行う照明デザイナー等とともに、「平成20年度オフィスビル等の省エネ照明買換促進事業」を環境省から受託している株式会社アサツー ディ・ケイとの間に、照明デザインの設計に係る委託契約を結んでいただきます。

委託契約の契約額は、導入規模等に応じて1件あたり概ね400万円を上限とし、具体的な契約額等は、積算金額及び案件内容に基づいて決定します。

また、委託費の対象は、以下に掲げる調査費及び設計費になります。

①調査費

照明デザインの詳細設計に先立って行うモデル事業者の施設の現地調査、モデル事業者とのヒアリングに要する費用等

②設計費

省エネ照明導入に必要な照明デザイン、照明器具の選定、照度計算、電気工事及び機器設置工事に係る設計図書の作成に要する費用等

注1）本事業は、いわゆる「助成」「補助」の類ではなく、照明デザインの設計に係る「業務委託」である旨、ご注意ください。

注2）委託費の支払い先は、モデル事業者自らが照明デザインの設計を行う場合はモデル事業者に、照明デザイナー等が行う場合は当該照明デザイナー等となります。

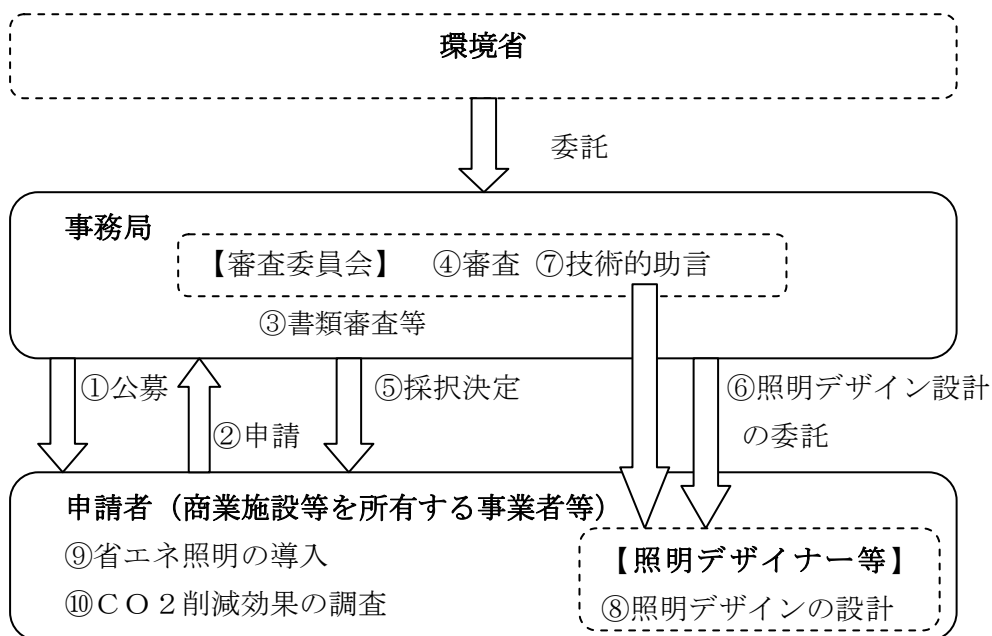
(4) 事業期間

原則、単年度事業とします。ただし、省エネ照明の導入の規模が大きく単年度での施工が困難な場合、年度ごとの施工範囲を明確に区分した計画が提出され、環境省が必要と認める場合には、施工期限を翌年度に延伸することができます。

注1) 照明デザインの詳細設計は、事業期間内に完了する必要があります。

注2) 2年度事業において、途中で施工を中止した場合には、その時点で執行した経費について負担を求める場合がありますので、留意してください。

2. 事業のスキーム



3. 実施方法

3-1 公募について

(1) 公募方法及び資料の配布

公募の方法等は、下記ホームページに掲載します。

また、本資料をダウンロードすることもできます。

※ホームページアドレス：<http://shoene-shomei.jp/>

(2) 公募期間

平成20年10月21日（火）～平成20年11月21日（金）15時必着

(3) 提出先及び問合せ先

〒102-0083	東京都千代田区麹町 3-7-6 麹町 PREC ビル 3 階
	省エネ照明デザインモデル事業事務局
	tel : 03-5226-1156 fax : 03-5226-2698
	※お問い合わせ時間 10:00～17:00

(4) 提出書類

申請に当たり提出が必要な書類は、「省エネ照明デザインモデル事業応募書」です。書類の作成に当たっては、必ず、所定の様式（別紙様式）をダウンロードして作成してください。

(5) 提出方法

①電子メールによる場合

申請書類を電子メールの添付ファイルとして、以下のアドレスあてに送信してください。なお、電子メールのタイトルは「省エネ照明デザインモデル事業応募書」としてください。

※アドレス調整中

②郵送による場合

申請書類の電子データを保存したCD-ROM1枚と、印刷したもの1部を同封のうえ、別記提出先に送付してください。締切日必着とし、締切日以降に到着したのものについては、受理しません。なお、封筒のおもて面に「省エネ照明デザインモデル事業応募書 在中」と朱書きしてください。

(6) 申請単位

一つの申請者が複数の商業施設等について申請する場合、申請は建築物ごとに行うものとします。ただし、同一敷地内に複数の建築物がある場合で、かつ、これらの建築物群全体でエネルギー計量が行われている場合は、一つの建築物と見なして申請するものとします。

3-2 審査について

(1) ヒアリング

公募締切後、必要に応じて、申請内容についてヒアリングを実施します。

(2) 評価項目

①先進性・独自性

- ・省エネ照明導入の取組として、他では見られない先進的な内容、独自の取組等があるか

②有効性

- ・省エネ照明器具の選択、設置方法等は適切か
- ・CO₂削減効果及び省エネ効果が明確になっているか、算出方法は適切か

③経済性

- ・従来型の照明と比較して、設備費、工事費、維持管理費等に関して、コスト削減につながる点があるか
- ・費用対効果（投資回収年数等）のバランスは取れているか

④その他

- ・その他に特筆すべき点、アピールすべき点があるか

(3) モデル事業者の選定及び採択

学識経験者を含む照明分野の専門家で構成された省エネ照明デザインモデル事業者審査委員会に諮り、評価項目に従って、モデル事業者を選定、採択の可否を決定します。

採択の結果については、個別に通知を行うとともに、本事業ホームページ（<http://www.shoene-shomei.jp/>）に掲載します。なお、採択等の経過等に関する問い合わせには応じません。

3-3 照明デザインの設計等について

(1) 設計指針

照明デザインの設計に当たっては、本来、照明が果たすべき下記の要件を満たすべく配慮し、かつ、照明に係るエネルギー効率30%以上の削減を図りCO₂排出量を抑制することを指針とします。

①見ようとする対象が、素早くはっきりと見えること

- ・適切な照度の確保、適切な照度均斉度の確保、グレアの防止、
反射グレアと光幕反射の防止、色彩の正しい見え方の確保

②場の環境が視覚的に快適になること

- ・適切な鉛直面照度の確保、照度の連続性の考慮、不快グレアの防止
適切な光色と演色性、適切な輝度分布

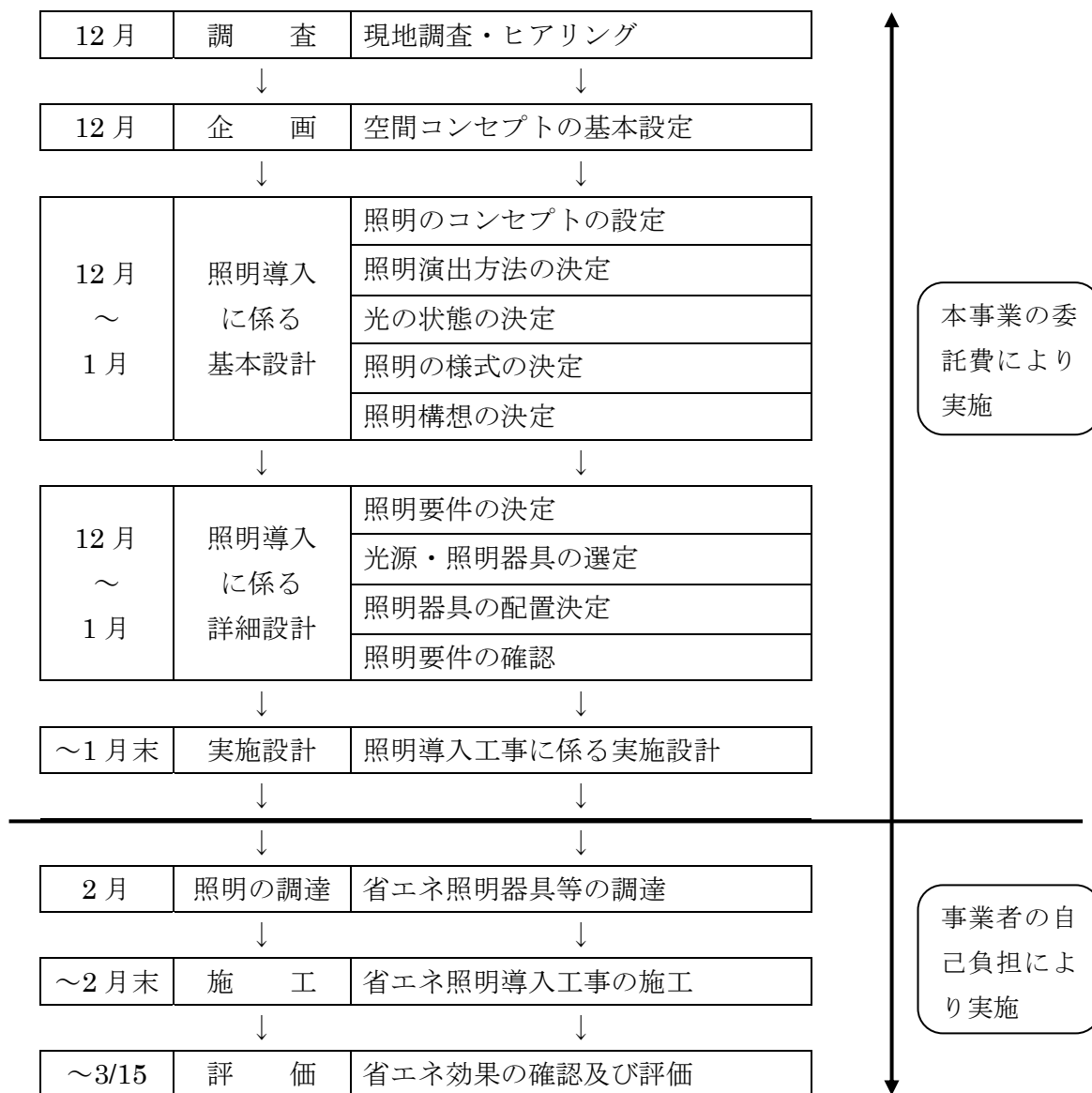
(2) 照明基準

照明デザインの設計に当たって指針とする照明基準は、社団法人照明学会発行の「オフィス照明設計技術指針 JIEG-008-2002」を標準とし、日本工業規格（JIS）発行の「照明基準 JIS Z 9110-1979」、CIE（国際照明委員会）の「屋

内照明基準「CIE Standard S008」により補完することとします。

(3) 省エネ照明の導入手順

照明デザインの設計及び省エネ照明の導入手順は、概ね次のとおりです。



4. 補足説明

(1) プレス発表等について

事業採択後については事業者名、省エネ照明買換え計画の概要等を、照明デザイン設計完了後については省エネ照明買換え計画の詳細等を、省エネ照明導入後については導入後の状況及びCO₂削減効果等をプレス発表することとし、併せ

て、本事業ホームページ（ <http://shoene-shomei.jp/> ）に掲載します。

また、本事業による商業施設・店舗等での省エネ照明導入実例、新しい技術及び導入手法を紹介するための映像レポートDVDを製作しますので、採録等に必要な体制整備をお願いします。

なお、この他各種メディアからの取材も想定しており、要請があった場合には積極的に協力していただくことが必要です。

（２）個人情報利用目的

本事業により取得した個人情報については、申請に係る事務処理をする他、省エネ照明買換えシンポジウム、公募説明会等のご連絡について利用させていただくことがあります。

（３）状況報告等について

省エネ照明導入後、モデル事業者はCO₂削減効果等の省エネ照明導入による効果を別に定める様式に従い、報告していただく必要があります。

5. 様式及び記入例

別紙参照「応募書記入例」をご参照の上、別紙様式「省エネ照明デザインモデル事業応募書」にご記入ください。

以上